

料金表

60Hz 地区 低圧用

平成 29 年 4 月 1 日実施

A0024

静岡ガス&パワー株式会社

料金表（低圧 60Hz）

1 おうちプラン

(1) おうちプラン 1

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	842.40 円
契約電流 40 アンペア	1,095.12 円
契約電流 50 アンペア	1,333.80 円
契約電流 60 アンペア	1,558.44 円

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.68 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.08 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.97 円

(2) おうちプラン 2

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	259.74 円
---------------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20.68 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.08 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.97 円

2 低圧電力

(1) 低圧電力

料金は、基本料金、電力量料金および別表 6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 7（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 7（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表 7（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	825.00 円
-----------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

1 キロワット時につき	夏季料金 19.80 円	その他季料金 18.10 円
-------------	--------------	----------------

附 則

本料金表の改定は、平成 29 年 5 月 1 日以降に到来する検針日において適用するものいたします。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除するものいたします。